

# 令和8年度診療報酬改定等に伴う記録条件 仕様（訪問看護用）の変更等について

システム部レセ電システム課  
歯科・調剤・訪問係

## 留意事項通知の変更

### <改正後>

#### 第2 訪問看護基本療養費について

【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】

特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者  
在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅  
強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受け  
ている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを  
使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液  
透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管  
理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在  
宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼  
痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は**在宅難治性皮膚  
疾患処置指導管理を受けている状態にある者**、人工肛門又は人工膀  
胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者  
又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

### <改正前>

#### 第2 訪問看護基本療養費について

【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】

特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者  
在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅  
強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受け  
ている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを  
使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液  
透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管  
理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在  
宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼  
痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  
にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真  
皮を越える褥瘡の状態にある者又は在宅患者訪問点滴注射管理指導  
料を算定している者



特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者について、「在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者」が追加。

## 別表 1 4 の変更

変更前

| コード   | 内容   |                             |
|-------|------|-----------------------------|
| 0 5 7 | 別表 8 | 5 7 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 |
| 0 5 8 |      | 5 8 真皮を越える褥瘡の状態にある者         |
| 0 5 9 |      | 5 9 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 |



変更後

| コード   | 内容   |                                 |
|-------|------|---------------------------------|
| 0 5 7 | 別表 8 | 5 7 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者 |
| 0 5 8 |      | 5 8 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者     |
| 0 5 9 |      | 5 9 真皮を越える褥瘡の状態にある者             |
| 0 6 0 |      | 6 0 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者     |